

第2章 災害に強い人づくり

第1節 自主防災組織の育成

【方針】

大規模災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、地域ごとに十分に即応できない事態が予想されるため、被害の防止又は軽減を図るには地域住民の自らの防災活動が必要となる。

本市は、自治会及び事業所等に対し、自主防災組織の必要性について積極的かつ計画的な話し合い活動を推進し、十分な理解と協力を求め、それぞれの実情に応じた組織の育成に努める。

【計画】

1 市民の防災意識の向上と自主防災組織の形成若しくは強化

(1) 自主防災組織の形成促進

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民が自らが防災組織を形成するよう促進する。

(2) 組織

自治会等を活用し、防災担当者を設け、防災活動を効果的に実施できる組織とする。

(3) 市民と自主防災組織の災害対策活動の内容

市民の防災意識の高揚と、自主防災組織の形成を通じて行う活動内容は、個人の意識の程度を踏まえつつ行われるが、例としては、次のようなものが上げられる。

ア 平常時における災害予防対策

- (ア) 自分のまち意識の高揚
- (イ) まちは自分たちで守る意識の定着
- (ウ) 自らの防災意識・技術の取得
- (エ) 地域住民に対する防災意識・技術の普及活動
- (オ) 市の行う災害対策活動への参加・協力
- (カ) 地域住民の行う災害対策活動への参加・協力・指導
- (キ) 防災訓練の実施又は参加
- (ク) 災害発生時の具体的な役割と活動指針の準備

特に、昼間、地域に人手が不足している時に発災した場合の措置の検討とその周知

- (ケ) 地域内の災害時要援護者の把握
- (コ) 地域内の災害危険個所の調査・把握及び安全点検の実施

- (ウ) 危険家屋等の調査、補強指導
 - (シ) 防災組織相互間の連携
 - (ス) 防災用資機材の整備・点検
 - (セ) 防災に関する調査・研究
 - (ソ) 防災組織の規約と防災計画の作成に関すること
 - (タ) その他災害予防に関すること
- イ 災害時の活動
- (ア) 災害に関する警戒活動
 - (イ) 出火防止、初期消火活動
 - (ウ) 浸水排除
 - (エ) 地域内の災害情報危険箇所情報、被害情報の収集・伝達の協力
 - (オ) 負傷者の救出、応急手当、搬送
 - (カ) 避難指示・勧告の場合の市民への伝達、避難後の確認等
 - (キ) 避難誘導、避難所の運営
 - (ク) 避難所に収容されていない被災者への救援活動
 - (ケ) 炊き出し、食料・生活必需品等の配送・配給及び給水等の実施
 - (コ) 救援物資の早期配分と分配
 - (ク) その他災害応急対策活動に関すること

2 自主防災組織の設置及び育成

(1) 設置育成の基本原則

自主防災組織の設置育成はあくまでも地域住民が連隊協同して災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために地域の実状に応じて自主的に設置し、運営することを基本原則として地域住民の理解と協力を得、効率的に推進していくものとする。

市はこれを育成するため関係機関と協力して、防災組織の研修・訓練を援助し、災害時の活動拠点の整備を図る。

(2) 推進の方法

ア 設置の促進

自主防災組織の設置を促進するため、広報資料の作成、防火指導、防災訓練等の防災行事及び講習会等を実施し、推進を図る。

イ 育成

自主防災組織の育成指導を効果的に行うため、市及び消防組合は講習会等を実施しリーダー及び組織員の育成に努める。また、消防職員・消防団員の経験者等、災害対策活動の経験のある者をリーダーとして育成する。

ウ 組織及び資機材等の整備

自主防災組織による初期消火活動、救出活動を迅速かつ効果的に行うため、組織及び資機材（耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等）の整備を応援する。

また、災害時のための活動拠点の整備を図る。

3 その他企業等の自主防災組織の組織力強化

危険物施設等における予防規定の作成及び自衛消防隊の活動に必要な助言、指導を行い、防災組織の充実を図る。

また、危険物等は、爆発性、可燃性等の特性を持ち、特殊でかつ大規模な災害に発展する可能性があるため、関係業者相互の防災体制の確立を図り、その育成強化を進める。

第2節 防災知識の普及と防災調査の推進

第1 防災知識の普及

【方針】

防災活動を円滑に実施するため、職員に対し防災教育を行うとともに相互に密接な連携を保ち単独又は防災関係機関等と協力して、市民に防災知識を普及し、常に防災意識の高揚を図る。

【計画】

1 震災に対する知識の普及

震災による被害を最小限にとどめるため、平素から地域住民、特殊建築物の防災責任者、職域、学校等を対象として、それぞれに適した効果的な方法により、震災に対する有効な知識の普及活動を行う。

(1) 広報内容

- ア 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波についての一般的知識
- ウ 地震発生時の心得
- エ 火災発生防止及び初期消火の心得
- オ 初期救助、救護、心肺蘇生法、応急手当の方法
- カ 避難の方法及び場所、誘導の方法等避難時における心得
- キ 非常食料、身回り品等の準備
- ク 道路交通の規制
- ケ 正確な情報入手の方法
- コ 地震発生時における自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- サ 避難生活に関する知識
- シ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性

(2) 普及方法

広報誌、パンフレット等により行うほか、関係者の研修会等の実施を考慮する。
また、学校教育、社会教育を通じてその知識の普及を図る。

2 防災知識の普及

(1) 市民に対する防災知識の普及

ア 実施方法

防災知識の普及は、おおむね次の手段等により実施する。

- (ア) 「広報はんなん」、回覧文書の配布
- (イ) フラジ、ポスター等印刷物の配布

- (ウ) 阪南市のホームページの利用
- (I) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関の利用
- (オ) 講習会、研修会・映画会等の開催
- (カ) 防災行政無線固定系放送の利用
- (キ) 広報車等による巡回
- (ク) 学校教育による指導

イ 普及すべき内容

- (ア) 阪南市地域防災計画の概要
 - 「阪南市地域防災計画」の要旨を、「広報はんなん」により市内各世帯に広報する。
- (イ) 災害予防の知識
 - 各世帯に対して、災害防止のために事前に普及を要する次のような防災知識の広報に努める。
 - a 火災予防
 - b 災害用非常食品
 - c 停電時の照明
 - d 屋根や雨戸等の家屋の補強方法
 - e 排水溝等の整備方法等
 - f 地震及び地震予知に関する基礎知識
 - g 過去の地震と被害事例
 - h 津波発生の可能性
 - i 地震による火災・土砂災害・水害等の知識
 - j 地震災害予防の知識
 - (a) 建物の補強
 - (b) ブロック塀の倒壊防止
 - (c) 転倒・落下危険物の防止措置
 - k 地震発生時の心得
 - (a) 場所別・状況別の心得
 - (b) 出火防止及び初期消火の実施
 - (c) 避難する場合の携帯品
 - (d) 避難予定場所と経路
 - (e) 隣近所の助け合い
 - l 正しい情報の受理と伝達
 - (a) パニック防止
 - (b) 流言・飛語の抑制
- (ウ) 災害時の心得
 - 各世帯が、災害の発生又は発生するおそれがある際に、承知しておくべき次の事項の広報に努める。

- a 気象予警報の種類と対策
- b 避難する場合の携帯品
- c 避難予定場所と経路
- d その他被災世帯が心得ておくべき事項

(I) 災害危険箇所

防災マップ及び防災ハンドブックの作成等を通じて、次のような災害のおそれがある危険箇所の周知広報に努める。

- a 水防区域（津波浸水予測図含む）
- b 土石流危険渓流及び土石流危険渓流に準ずる渓流
- c 急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域
- d 山地災害危険箇所
- e その他調査等により危険性のある箇所

(オ) 地震災害の知識

ウ 実施期間

防災知識の普及は、災害が発生しやすい時期、又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おおむね次の時期に実施する。

表 災害予防運動の時期

災害予防の種類	災害予防運動	期間
宅地防災予防に関する事項	宅地防災月間	5月・9月
風水害予防に関する事項	水防月間	5月～9月 5月1日～31日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防災週間	6月 6月1日～30日 6月1日～7日
危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週(毎年)
火災予防に関する事項	文化財防火デー 春期火災予防運動 山火事予防運動 秋期火災予防運動	1月26日 3月1日～7日 3月1日～7日 11月9日～15日
一般災害・地震災害予防に関する事項	防災とボランティアの日 防災とボランティア週間 防災週間 防災の日 救急の日 119番の日	1月17日 1月15日～1月21日 8月30日～9月5日 9月1日 9月9日 11月9日

(2) 園児・児童・生徒に対する防災知識の普及

園児・児童・生徒の発達段階や学校等の実態に即して、防災教育を進める。

ア 教育の内容

- ア 初期消火方法
- イ 避難方法(場所、時期)
- ウ 人工呼吸等の応急措置方法
- エ その他の必要事項

イ 小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) 地域の防災マップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること

(3) 社会教育における防災教育

社会教育（婦人学級など）において、防災教育を進める。

ア 教育の内容

- ア 初期消火方法
- イ 避難方法(場所、時期)
- ウ 人工呼吸等の応急措置方法
- エ その他の必要事項

(4) 災害時要援護者に対する啓発

福祉施設等において、災害に関する理解を深めていくため、防災知識の普及に努める。

ア 福祉施設等において災害に関する理解を深めるため、防災教室等を開催する。

イ 市及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼びかける。

ウ 防災知識をまとめた啓発用の外国語・点字パンフレットやカセットテープ、ビデオの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障害者・聴覚障害者等が理解できるよう、災害時要援護者向けに配慮した資料の作成、配布等を検討する。

エ 介護者、ボランティア等に災害時要援護者向け防災教育を行い、災害時要援護者に対する教育を依頼する。

(5) 事業所に対する防災知識の普及

ア 防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習を実施する。

イ 従業員に対する講習会等を実施し、防災知識の普及に努める。

(6) 防火管理者・危険物取扱者に対する特別講習

防災知識の普及によって、被害を最小限度に止めうる場合が多く、特に火災は防火知識の欠如によって起こる場合が多いので、防火管理者には火災予防を重点とした講習会を、危険物取扱者には危険物の保安基準に関する高度な知識と技術を養成するための特別講習を行う。

(7) 防災週間等の周知徹底

防災週間（毎年、9月1日を含む8月30日～9月5日）などには、防災知識の普及強化のため、次のような防災行事を実施する。

- ア ポスターの掲示、パンフレット、リーフレットの配布
- イ 標語、作文、図画等の募集

3 職員に対する防災教育

災害対策の成否は、関係機関職員の防災知識及び心構えが重要な要素となっているので、「阪南市地域防災計画」及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担の自覚、更には防災知識とその技術を得る等を目的としてあらゆる機会を利用して講習会・研修会・実施訓練等を実施し、その徹底を図る。

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い、発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

4 東南海・南海地震防災対策に係る相談窓口の設置

市は、東南海・南海地震防災対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、市域の住居者等が具体的な地震対策を講じる上で必要とする知識等を得るための体制の整備についても留意するものとする。

第2 防災調査の推進

【方針】

災害の予防対策をはじめ応急対策、復旧対策等の防災対策をより実践的かつ効果的なものとするために、市域に関する災害危険性を調査把握するとともに、広く災害及び防災に関する情報を収集するなど、防災調査・研究の推進を図る。

【現況】

本市では、平素から各関係部課等において災害及び防災に関する情報収集等を行い、市域の災害危険性の把握を通じて地域防災計画の充実に努めている。

【計画】

1 市域の災害危険箇所調査

市は、防災関係機関、地域住民その他の協力を得て、災害危険箇所の調査を行い、それぞれ予想される諸問題の対策を検討し、災害時に対処できるようにする。

(1) 事前調査

市は、防災関係機関等に資料を提供するとともに、危険箇所調書の提出を求めて集約検討し、危険箇所の把握をする。

(2) 防災パトロール

市担当部課は、事前調査により集約検討した危険箇所の防災パトロールを行い、その実態を把握する。

(3) 被害想定規模の調査

風水害・地震等の被害要因を検討し、被害を想定して、これらに対する予防応急及び復旧の諸対策を検討する。

(4) 調査結果

(1)～(3)の調査結果を整備して関係者に周知徹底を図るとともに、相互に協力して災害の予防と被害の軽減に努める。

(5) 対策会議

市は、実態を把握した後、危険箇所の予防・応急・恒久対策並びに各関係機関との連携等を協議し、災害時に対処できるよう計画を策定するとともに、地域住民・関係機関に周知する。

(6) 事前措置の対象となる設備又は物件

防災パトロール等により、災害が発生した場合に事前措置の対象になると予想されるものについては、その占有者・所有者又は管理者に対し、その旨を予告するなどにより事前に指導を行う。

2 その他の防災調査・研究

(1) 防災関係機関との情報交換

国、都道府県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における地域防災計画にかかわる情報については連絡を密にし、防災計画や関係する調査研究の情報交換をするよう努める。

(2) 防災に関する刊行物の収集整理

防災に関する学術及び一般刊行物の収集整理に努める。

(3) 防災関係資料の収集保存

本市における災害状況等の防災関係資料は、今後の参考データとして、整理・保存に努める。

(4) 調査研究等

ア 本市の防災上問題となる事項については、今後とも調査技術の進展を踏まえつつ、詳細アセスメント等の専門的な調査研究を実施するよう努める。

イ 地域の変貌を考慮し、防災カルテや防災マップ等の防災基礎資料の充実を図り、5～10年間ごとに見直しを行う。

ウ 技術進歩のめざましい情報通信分野の新技术を、防災行政への積極的な活用を図る。

第3節 災害時要援護者体制の整備

【方針】

市及び関係機関は、災害時における災害時要援護者の安全保護のため、施設及び地域社会の協力のもとに、災害時要援護者の把握、設備等の点検改良、施設ごとの防災計画策定と訓練実施、指導・啓発等の施策に努める。

【現況】

災害時要援護者とは、高齢者、障害を持つ方、乳幼児、妊産婦その他これらに準じる者をいう。また、外国人や旅行者も、災害の認識や避難勧告等の受理、地理不案内による自力避難等が困難であることなどから災害時要援護者と考えられている。

本市でも高齢者、乳幼児、心身障害者等の災害時要援護者についての調査を進めているが、今後も一層その実態を把握し、きめの細かい防災対策の実施体制の整備に努めることとしている。

【計画】

1 社会福祉施設等における対策

(1) 防災計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、家族への緊急連絡、入所者の避難、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を策定する。

(2) 防災教育及び防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるように日頃から入居者に対して必要な防災教育を実施する。併せて、各施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。この場合には、必要に応じて家族、ボランティア、近隣住民等の協力を得る。

(3) 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。常に、施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりをする。

(5) 緊急連絡先の整備

緊急発生時には家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

2 在宅で介護が必要な者への対策

(1) 対象者の範囲

防災上対象となる要介護者の範囲は、災害時要援護者のうち在宅で生活を営む重度障害者、要援護高齢者、乳幼児及びこれらに準じる者である。

(2) 要介護者の把握

市関係各課においては、それぞれの所管業務遂行上の必要から要介護者名簿を保管している。ただし、これらの要介護者名簿は、プライバシー保護の立場からその管理に注意する。

(3) 防災についての指導・啓発

広報等により要介護者をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発を行う。

ア 要介護者及びその家族に対する指導等

(ア) 日頃から防災に対する理解を深め、災害発生時の対応の方法について対策を講じておく。

(イ) 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日常的に整備する。

(ウ) 防災訓練等が実施される場合は参加するよう働きかける。

イ 地域住民に対する指導等

(ア) 自治会等において、地域住民の要介護者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。

(イ) 災害発生時には対象者の安全確保に協力する。

(ウ) 防災訓練等に要介護者及びその家族が参加するために必要な協力を依頼する。

ウ 災害時要援護者、応援団体等に対する防災知識の普及

ボランティア、ヘルパー等災害時要援護者を応援する個人又は団体に対し、災害時要援護者のための防災知識に関する指導・啓発を行い、あるいは災害時要援護者のための防災マニュアルを配布し、防災知識の普及を図る。

3 外国人等への対応

外国人及び旅行者が、災害時にも安全に行動できるような環境づくりの整備を図るものとする。

(1) 外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物の配布

(2) 旅行者が認識しやすい避難路、避難所等の標識の設置

(3) 外国人向けの外国語・ローマ字等併記の道路、避難路及び避難所等の標識等の設置

(4) ホテル及び観光施設等に対し、外国語併記の掲示板・案内を含めた防災サービスに関する指導の強化

(5) 外国語、ローマ字等併記の防災マップの掲示

(6) 地域住民等による応援体制づくり

4 その他の災害時要援護者

福祉施設入所者、在宅要介護者、外国人等以外であっても、高齢者、障害者、妊婦等、災害発生時に被害を受ける可能性の高い人々に対して、日頃から次のことを実施

する。

- (1) 家族と併せて防災教育及び防災訓練への参加の呼びかけ。防災訓練については、災害時要援護者が参加できるものを計画する。
- (2) ボランティア、ヘルパー、近隣住民との交流及び災害時支援体制の整備
- (3) 災害時要援護者名簿の整備。特に、災害時に必要な個人別の支援内容の把握

5 福祉避難所の整備

災害時において、災害時要援護者の二次的な避難施設を確保するため、社会福祉施設管理者の協力を得て、社会福祉施設を福祉避難所とする。可能なものはあらかじめ調整して福祉避難所として指定する。

表 福祉避難所

施設名	収容可能面積	収容可能人員	所在地	電話番号
老人福祉センター	993 m ²	150 名	自然田 1880-5	71-6575

6 災害時の相談窓口の整備等

- (1) 災害時において、災害時要援護者及びその家族のために相談窓口を設けて災害時要援護者を支援するものとし、そのために必要な要員は、あらかじめ確保しておくものとする。
- (2) 相談窓口は、災害時要援護者の受入体制が整備された避難所、福祉避難所その他必要と認める場所に置くものとする。

第4節 ボランティア育成の推進

【方針】

市及び関係機関は、北海道南西地震（1993）・阪神淡路大震災（1995）を契機に、より顕著にその重要性が認識された災害時におけるボランティア等が、今後もその力を十分に発揮し連携をとりつつ効果的な活動ができるよう、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、活動環境の整備を図るなど防災ボランティアの育成を推進する。

【現況】

現在、阪南市社会福祉協議会で531名(平成17年4月1日現在)のボランティアが登録されている。平常時においてボランティアは、主に福祉的な活動を行っているが、災害時には、それらボランティアに加え民間団体や個人の自発的支援による災害ボランティア活動が期待されるところである。

【計画】

1 ボランティアの育成

ボランティアの防災に対する育成を行うため、次の事項を実施する。

- (1) ボランティア活動は、主に福祉的な活動を中心に行われていることが多いので、災害時においても、災害により発生した福祉的サービスを必要とする多数の被災者のニーズに応じて、多方面に及ぶ緊急の支援活動を行えるよう、協力を依頼し育成を図る。
- (2) 市は、日本赤十字社及び社会福祉協議会と連携し、ボランティアスクールを開催するなど防災ボランティアの育成を図る。
- (3) 市は、ボランティアの受け入れ・活動の調整を行う窓口となる阪南市社会福祉協議会と連携し、市は情報交換など活動の拠点を提供する。
- (4) 市は、社会福祉協議会と連携し、防災ボランティア等について広報誌等を通じて広報する。
- (5) 市は、災害の状況、市民のニーズなどの情報を日本赤十字社、社会福祉協議会を通じて各種団体やボランティア団体及び一般のボランティアに提供する。

2 防災ボランティアの活動内容

災害時に、被災地における一般的な支援活動全てを活動とし、主要な事項としては、次のとおりである。

- (1) 被災者に対する炊き出し
- (2) 救援物資の受け付け・配分の協力
- (3) 高齢者等災害時要援護者の介助

- (4) 避難所運営の手伝い
- (5) 避難所内における給食・給水・清掃等の世話
- (6) 要救護者等のニーズ把握や安否確認
- (7) 近隣住民等と連携した様々な生活支援活動
- (8) その他被災者に対する支援の協力に係る活動